平成２１年（フ）第９０１号
埼玉県川口市大字西新井宿1041番地の26
破産者　石口　礼子
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９７１号
さいたま市浦和区大東２丁目12番１号　１―405
破産者　鈴木　重男
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０５２号
さいたま市緑区道祖土２丁目１番１号　１―408
破産者　武笠　澄子
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第４３３号
埼玉県狭山市柏原７番地の１　篠崎コーポ202号
破産者　森野　暁春
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４４６号
埼玉県坂戸市鎌倉町２番28号　コーポカマクラ201号室
破産者　関口三千世
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４５３号
埼玉県富士見市大字鶴馬2615番地15　ベニズン202
破産者　柳澤　正史
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２９９号
東京都東村山市栄町１丁目６番地２　リシェス久米川２号館503、住民票上の住所埼玉県所沢市三ケ島５丁目1684番地の２
破産者　志村　克也
1　決定年月日　平成21年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４１２号
埼玉県川越市大字小ケ谷241番地１　ポエムⅡ―103号室
破産者　齋藤　　昭
1　決定年月日　平成21年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２０年（フ）第１８２号
岩手県岩手郡雫石町西安庭第15地割72番地
破産者　佐々木政幸
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４９８号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字牧野林302番地23
破産者　岩根　正信
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７７１号
横浜市港北区新吉田東２丁目26番２号　チゼンハイツ203、申立時の住所仙台市青葉区中山２丁目21番３号　はまなすグリーンヒルズ102
破産者　嵯峨美峰子
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０７７号
仙台市泉区虹の丘４丁目10番地の６　県営虹の丘住宅３棟303
破産者　山中　洋一
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１７２号
仙台市若林区中倉３丁目９番20―303号
破産者　鈴木　　智
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第１６６号
秋田県北秋田市栄字林岱13番地２
破産者　小坂　　進
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２０年（フ）第１７２６号
埼玉県上尾市大字上尾下835番地11
破産者　林　　由美
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２８１号
長野市松代町東条57番地２
破産者　松田　　久
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第３３８１号
名古屋市守山区西川原町158番地　宝マンション新守山第３―801号
破産者　木下伸二こと　李　　伸培
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３６０７号
愛知県春日井市味美西本町1546番地
破産者　未来Ａ・Ｔ・Ｍカンパニーこと　上村　哲也
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６０４号
名古屋市中村区鈍池町２丁目44番地　名古屋鈍池フラット１号棟214号
破産者　メイナンこと　林　　正樹
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部